

## 旅行業法

### 1.案内情報

- 手続名 : 弁済業務保証金の還付に伴う弁済業務保証金の供託の届出  
手続根拠 : 旅行業法第 22 条の 9 第 5 項(第 7 条第 2 項準用)  
手続対象者 : 旅行業協会  
提出時期 : 還付額に相当する額の弁済業務保証金を供託したとき  
提出方法 : 旅行業協会の名称、代表者名及び供託をした旨を記載した届出書を  
作成の上、国土交通省観光部旅行振興課へ提出してください。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : 供託物受入れの記載のある供託書の写し  
申請書様式 : なし  
記載要領・記載例 : 下記提出先にお問い合わせください。

### 2.窓口情報

- 提出先  
国土交通省総合政策局観光部旅行振興課 03 - 5253 - 8111 (内線 27-313)  
受付期間 : 提出先にお問い合わせください。  
相談窓口 : 国土交通省総合政策局観光部旅行振興課

### 3.手続情報

(事後届出)